

平成26年8月5日

## 年金記録の訂正手続の創設に関する意見

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健 造  
(社労士制度推進戦略室)

これまでの年金記録の訂正手続は、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会が作成したあっせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあっせんを行い、厚生労働省はこれを尊重して記録を訂正することとしていたところ、今般の法改正により、民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定（行政処分）を行うこととされたが、行政処分としての適正性を確保する観点に偏り、記録訂正の基準の厳格化が図られたとすれば、附帯決議に謳われた「年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うこと」を妨げることになり、また、実際に厚生労働大臣の処分を不服とする審査請求、訴訟の件数が増加することが危惧される場所である。

上記の附帯決議が行われた趣旨は、これまでの年金記録確認第三者委員会による手続によって確立された、①処理の迅速性、②訂正基準及びこれに基づく処理の実績、③手続の公正性、客観性を維持することにあるものと考えている。

これを踏まえ、審議体制の構築にあたっては、従来の年金記録確認第三者委員会の委員、専門調査員を引き続き活用されることはもとより、公的年金制度とその実務に精通し、証拠のみによらない柔軟な判断を行うことができる社会保険労務士の増員、各地に設置される地方訂正審議会及び部会の委員長としての登用について配慮されたい。

また、平成23年6月に年金記録確認中央第三者委員会が取りまとめた報告書「信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題」において指摘されている、これまでの調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題を踏まえ、新たな年金記録問題を発生させないための恒常的な防止策を講じられたい。そのための厚生労働省の取組みについて、当会は都道府県社会保険労務士会及びその会員と連携し、全面的に協力したいと考えていることを申し添える。

以 上